

事務連絡  
令和元年11月8日

地方厚生(支)局主管課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合  
健康保険組合連合会  
国民健康保険中央会  
社会保険診療報酬支払基金

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

#### 令和元年台風第19号による被災に関する診療報酬等の按分方法等について

令和元年台風第19号により被害を受けた保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)が行う療養並びに被災した医療保険の被保険者及び被扶養者(共済組合の組合員及び被扶養者を含む。)が受けた療養に係る診療報酬、調剤報酬及び訪問看護療養費(以下「診療報酬等」という。)の令和元年10月診療分に係る請求方法等については、「令和元年台風第19号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」(令和元年11月6日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「11月6日医療課事務連絡」という。(別添1))により通知したところであるが、保険者又は公費負担医療の実施者(以下「保険者等」という。)による保険医療機関等の請求額の按分方法等については、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

## 記

- 1 11月6日医療課事務連絡の1により定める概算請求が行われた診療報酬等に係る保険医療機関等に対する保険者等の支払は、審査支払機関が以下に定めるところにより按分するものとする。
  - (1) 各保険医療機関等に対して保険者が支払う診療報酬等については、保険医療機関等ごとに、令和元年6月から令和元年8月までの各保険者の当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績に基づき、保険者間で按分する。ただし、令和元年6月から令和元年8月までの間において、当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績が1回のみ保険者は、按分の対象から除く。
  - (2) 公費負担医療（地方単独事業を含む。）の診療報酬及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金（以下「指定公費」という。）による一部負担金等の一部の支払についても、（1）に準じて取り扱う。
  - (3) （2）に基づき指定公費により負担すべき費用については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」（平成20年2月21日付け保発第0221003号厚生労働省保険局長通知別紙）第二の5により、審査支払機関が支払うものとする。
  
- 2 被保険者等が保険医療機関等に対して、令和元年台風第19号により被保険者証等を提示できないため、氏名、生年月日、住所又は事業所名等を申し立てること等により療養を受けた場合（令和元年台風第19号直後の混乱等やむを得ない事情により、氏名及び加入する医療保険の種別の申立等これに準ずる申立により療養を受けた場合を含む。）であって、住所地の保険者又は事業所が属する保険者において被保険者資格を確認できず、その者が属する保険者が特定できないときの当該療養に係る通常の方法による請求が行われた診療報酬等に係る保険医療機関等に対する各保険者の支払は、審査支払機関が以下に定めるところにより按分するものとする。
  - (1) 各保険医療機関等に対して保険者等が支払う診療報酬等については、患者の住所地又は事業所の所在地が属する県内において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する全ての保険医療機関等に対する令和元年6月から令和元年8月までの各保険者の診療報酬等支払実績に基づき、保険者間で按分する。ただし、令和元年6月から令和元年8月までの間において、当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績が1回のみ保険者は、按分の対象から除く。
  - (2) 指定公費による一部負担金等の一部の支払についても、（1）に準じて取り扱う。
  - (3) （2）に基づき指定公費により負担すべき費用については、1（3）と同様、審査支払機関が支払うものとする。

### 3 留意事項について

(1) 11月6日医療課事務連絡の2(1)により、概算による診療報酬等の請求を選択する保険医療機関等は、その旨を令和元年11月12日までに各審査支払機関に届け出ることとしているが、やむを得ない事情により提出期限以後に届出があったものについても、同様に取り扱うよう努めることとする。

(2) 「令和元年台風19号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」(令和元年10月12日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。(別添2))の別添「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(平成25年1月24日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。)の1(2)により、同一の患者について、支払猶予措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、保険医療機関等は欄外上部に赤色で「災2」と記載し、令和元年台風19号以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載することとしているが、仮に一部負担金等の額の記載がなかった場合においては、一部負担金等の支払猶予に係る診療等を全体の6割とし、一部負担金等の金額に0.6を乗じて得た額を支払猶予額とする。